

## 調査計画（変更後）（案）

### 1 調査の名称

#### 医療施設調査

（この調査は、医療施設静態調査（以下「静態調査」という。）及び医療施設動態調査（以下「動態調査」という。）の2種類とする。）

### 2 調査の目的

この調査は、医療施設（医療法（昭和 23 年法律第 205 号。以下「法」という。）に定める病院及び診療所（法第 5 条の規定により診療所とみなされたものを含む。ただし、保健所については除外する。）をいう。以下同じ。）について、その分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得ることを目的とする。

### 3 調査対象の範囲

#### （1）地域的範囲

全国

#### （2）属性的範囲

静態調査は、病院票（別紙様式第 1 号）、一般診療所票（別紙様式第 2 号）及び歯科診療所票（別紙様式第 3 号）により、動態調査は、動態調査票（別紙様式第 4 号）により行う。

#### ア 静態調査

【病院票】 病院

【一般診療所票】 一般診療所

【歯科診療所票】 歯科診療所

#### イ 動態調査

法、医療法施行令（昭和 23 年政令第 326 号。以下「令」という。）、医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号。以下「規則」という。）又は救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号。以下「省令」という。）に基づき、医療施設に関し、次に掲げる開設、変更又は開設及び変更以外の所定の手続を行った都道府県、保健所を設置する市（地域保健法施行令（昭和 23 年政令第 77 号）第 1 条に定める市をいう。以下同じ。）及び特別区

#### （ア）開設

病院

令第 4 条の 2 第 1 項に基づく開設後の届出の受理

診療所

（一）法第 8 条に基づく開設の届出の受理

（二）令第 4 条の 2 第 1 項に基づく開設後の届出の受理

#### （イ）変更

病院

（一）規則第 1 条の 14 第 1 項第 14 号に掲げる事項について法第 7 条第 2 項に基づ

く変更の許可若しくは令第4条第1項に基づく変更の届出の受理又は規則第1条の14第1項第2号若しくは第4号に掲げる事項について令第4条第1項に基づく変更の届出の受理

(二) 法第4条第1項に基づく地域医療支援病院の承認又は法第29条第3項に基づく地域医療支援病院の承認の取消し

(三) 省令第2条に基づく告示

診療所

規則第1条の14第1項第14号に掲げる事項について法第7条第2項に基づく変更の許可若しくは令第4条第1項若しくは第3項に基づく変更の届出の受理、規則第1条の14第5項第3号に掲げる事項について法第7条第3項に基づく設置若しくは変更の許可若しくは令第4条第2項に基づく変更の届出の受理又は規則第1条の14第1項第2号に掲げる事項について令第4条第1項若しくは第3項に基づく変更の届出の受理

(ウ) 開設及び変更以外

病院

(一) 法第8条の2第2項に基づく休止若しくは再開の届出の受理若しくは法第9条第1項に基づく廃止の届出の受理又は同条第2項に基づく死亡若しくは失そうの届出の受理

(二) 法第29条第1項第2号から第4号までに該当する場合において同項に基づく開設許可の取消し

診療所

上記 に同じ。

#### 4 報告を求める者

(1) 数

ア 静態調査 【病院票】 8,693 施設  
【一般診療所票】 101,199 施設  
【歯科診療所票】 68,965 施設 (いずれも平成22年8月末現在)

イ 動態調査 都道府県 47  
保健所を設置する市 66  
特別区 23 (いずれも平成22年11月現在)

(2) 選定の方法 ( 全数 無作為抽出 有意抽出 )

ア 静態調査

静態調査は、医療施設基本ファイルに基づき、すべての医療施設について行う。

イ 動態調査

動態調査は、法、令、規則又は省令に基づき、医療施設に関し、開設、変更又は開設及び変更以外の所定の手続を行ったすべての都道府県、保健所を設置する市及び特別区について行う。

(3) 報告義務者

ア 静態調査

医療施設の管理者

なお、調査票の提出方法については下記6、調査票の提出期限については下記7(2)のとおり。

イ 動態調査

都道府県知事、保健所を設置する市の市長及び特別区の区長

なお、調査票の提出方法については下記6、調査票の提出期限については下記7(2)のとおり。

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項(詳細は調査票を参照)

ア 静態調査

- (ア) 名称
- (イ) 所在地
- (ウ) 開設者
- (エ) 診療科目
- (オ) 設備
- (カ) 従事者の数及びその勤務の状況
- (キ) 許可病床数
- (ク) 社会保険診療の状況
- (ケ) 救急病院・診療所の告示の有無
- (コ) 診療及び検査の実施の状況
- (サ) その他(ア)から(コ)に関連する事項

イ 動態調査

(ア) 開設の場合

- 名称
- 開設年月日
- 所在地
- 開設者
- 診療科目
- 許可病床数
- 従事者数
- 社会保険診療の状況
- その他 から に関連する事項

(イ) 変更の場合

- 名称
- 変更年月日
- 診療科目
- 許可病床数
- その他 から に関連する事項

(ウ) 開設及び変更以外の場合

名称  
処分等の年月日  
処分等の種類  
その他 から に関連する事項

(2) 基準となる期日又は期間

ア 静態調査

調査実施年の10月1日現在又は調査実施年の9月1か月間

イ 動態調査

毎月1日から月末

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査組織

ア 静態調査

厚生労働省 ———— 都道府県 ————— 保健所 — 報告者(医療施設)  
└── 保健所を設置する市・特別区 ─┘

イ 動態調査

厚生労働省 ———— 報告者(都道府県)  
└── 報告者(保健所を設置する市・特別区) ─┘

(注) 国が開設者である医療施設については、厚生労働省で調査票を作成する。

(2) 調査方法

ア 静態調査( 調査員調査 郵送調査 オンライン調査 その他( ) )

(ア) 医療施設の管理者は、調査票に記入し、その医療施設の所在地を管轄する保健所長に提出する。

(イ) 保健所長は、医療施設に対して調査票の配布及び調査の趣旨の徹底を図り、医療施設の管理者から受理した調査票についてはその内容を審査整理し、その保健所を管轄する都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出する。

(ウ) 保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、管轄区域内の保健所長から受理した調査票についてその内容を審査整理し、都道府県知事に提出する。

(エ) 都道府県知事は、管轄区域内の保健所長並びに保健所を設置する市の市長及び特別区の区長から提出された調査票を審査整理し、厚生労働大臣に提出する。

イ 動態調査( 調査員調査 郵送調査 オンライン調査 その他( ) )

(ア) 保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、管轄区域内の診療所について、法、令又は規則に基づき、開設、変更又は開設及び変更以外の所定の手続を行った都度調査票に記入し、毎月1日から月末までの分を取りまとめ、都道府県知事に提出する。

(イ) 都道府県知事は、管轄区域内の医療施設について、法、令、規則又は省令に基づき、開設、変更又は開設及び変更以外の所定の手続を行った都度調査票に記入し、毎月1日から月末までの分を取りまとめ、保健所を設置する市の市長及び特別区の区長から提出された調査票とともに厚生労働大臣に提出する。

(ウ) 医療施設の開設者が国の場合は、上記(ア)及び(イ)の方法によらず、厚生労働大臣が調査票を作成する。

ウ 上記ア及びイにおいて、紙媒体の調査票に代えて、電磁的記録媒体の郵送による提出も可能とする。また、アにおける病院票については、郵送に代えて、政府統計共同利用システムによる提出も可能とし、イにおいては、郵送に代えて、電子情報処理組織(電子メール)による提出も可能とする。

## 7 報告を求める期間

### (1) 調査の周期

#### ア 静態調査

3年。ただし、厚生労働大臣が必要と認めた場合には、その中間の時期において臨時の調査を行う。

#### イ 動態調査

毎月

### (2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

#### ア 静態調査

##### (ア) 調査票の配布

保健所長は、平成23年10月1日までに、医療施設に調査票を配布する。

##### (イ) 調査票の提出期限

医療施設の管理者は、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長が定める期限までに、調査票をその医療施設の所在地を管轄する保健所長に提出する。

保健所長は、提出された調査票を審査整理し、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長が定める期限までに、その保健所を管轄する都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出する。

保健所を設置する市の市長及び特別区の区長は、提出された調査票を審査整理し、都道府県知事が定める期限までに、都道府県知事に提出する。

都道府県知事は、提出された調査票を審査整理し、平成23年11月上旬までに厚生労働大臣に提出する(具体的な期限は、調査実施年ごとに厚生労働大臣が定める。 )。

#### イ 動態調査

(ア) 保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、都道府県知事が定める期限までに、調査票を都道府県知事に提出する。

(イ) 都道府県知事は、提出された調査票と自ら記入した調査票を取りまとめ、調査対象月の翌月20日までに、厚生労働大臣に提出する。

## 8 集計事項

別添の医療施設調査結果表一覧に掲げる事項とする。

## 9 調査結果の公表の方法及び期日

### (1) 公表の方法

静態調査及び動態調査の結果は、インターネット及び印刷物（報告書）により公表する。

### (2) 公表の期日

静態調査の結果は、調査実施年翌年 10 月に、動態調査の結果は、調査対象月の翌々月下旬に公表する。

## 10 使用する統計基準

本調査では、産業、職業、疾病、傷害又は死因別の集計を行わないことから、日本標準産業分類、日本標準職業分類及び疾病、傷害及び死因の統計分類のいずれも使用しない。

## 11 調査情報の保存期間及び保存責任者

### (1) 調査票情報の保存期間

- ・記入済み調査票： 1年
- ・調査票の内容を記録した電磁的記録媒体： 永年

### (2) 保存責任者

厚生労働省大臣官房統計情報部長